

株式を介した資産承継に対する課税上の諸問題

田 内 彦一郎

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

近年、オーナー企業については、海外取引を利用して法人税のみならず、個人株主に係る相続税や贈与税の回避をも図る事例が散見される。

例えば、国内会社の資産（ノウハウ）を税率の低い外国の関係会社に移転した後、使用料を支払うことにより、国内会社の法人税を軽減するとともに、子が支配する当該外国会社に資産を留保していき、その株式価値の増加を通じて子への資産承継を行っていると思われる事件がある。この留保価値に対してはタックス・ヘイブン対策税制の対象とはなりうるものの、国内会社が外国会社の持分を有していない場合等にはその課税は行われなことから、資産承継の観点からの個人株主への課税の検討が重要となろう。

そこで、このようなグループ会社間での資産の贈与又は低額譲渡（以下「贈与等」という。）により、個人株主間における株式を介した資産価値の移転があると認められる場合の贈与税課税のあり方、また、それが租税回避を目的としてなされたときの対応について、考究するものである。

なお、資産価値の国外移転を考えるに当たっては、個人株主の住所についての検討も必要となろうが、本研究ではその問題は除き、資産価値の移転に係る課税問題に絞って検討を行うこととする。

2 研究の概要

（1）資産と資産価値の移転に対する課税

贈与等により個人又は法人から資産の移転がなされた場合、資産の移転を受けた者が個人の場合は贈与税又は所得税が課税される。また、資産の移転を受けた者が法人のときには法人税が課税されるが、個人から同族会社への資産移転で、当該贈与等により株式価額（資産価値）の増加が生じているときには、当該同族会社の個人株主に対しても間接的に株式価額の増加という利益の贈与があったものとみなして贈与税が課税されることと

なる（相続税法9条、相続税法基本通達9-2）。これは、一見すると、資産の移転と資産価値の移転の両方に対して二重に課税がなされるようにも思われるが、①法人税と贈与税とは課税目的を異にする租税であること及び②株式に係る資産価値の増加額の計算に当たっては受贈益に係る法人税相当額が控除されることから、二重課税に当たるとはいえないものと考えられる。そして、これにより、個人・個人間の財産移転に対して課される贈与税を免れるべく、個人・法人間で財産が移転されても、課税上の権衡が図られるよう担保されているのである。

これに対し、法人から法人への贈与等による資産移転においては、一般的には両法人への課税のみで終了し、受贈法人の個人株主への課税は生じないものとされている。しかし、そもそも、「株主は、株式を通じ、株式会社の資産を所有し、支配するのであり、清算を待つまでもなく、株式の移転を通じ、株式に表彰された株式会社の資産価値を取得することができる」

（東京高裁平成16年1月28日判決）ことや増加価値分を担保として融資を受け得ることからすれば、実質的には個人株主は株式を介した形で資産価値を取得しているということがいえるのであって、資産価値が移転された株式を譲渡等する時まで課税を無制限に繰り延べることができるとするのは、個人・個人間等の移転形態の場合と比較して課税上の権衡を失しているようにも考えられる。また、受贈法人が欠損会社や外国会社の場合は法人税が課税されないこともあることから、一層問題であると思われるのである。

（2）みなし贈与課税

所得税の課税対象となる「所得」の意義については、人の担税力を増加させる全ての経済的利得（純資産増加説）とされているが、収入という形態において実現した利得のみが課税の対象とされ、特段の規定がない限り、未実現の利得（保有資産の価値の増加益）は課税対象から除外されている。したがって、個人株主の有する支配株式に価値の増加があったとしても、評価益課税の規定がないことから、同人に所得税が課税されるということ

はない。

これに対して、相続税や贈与税においては、相続等により取得した財産や利益を課税対象としているが、この財産の意義については、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものとされ、相続税法 22 条が当該財産の価額は時価によるものとしていることから明らかなように、贈与税の課税対象には未実現の資産価値、つまり含み益も含まれるということがいえるのである。

そして、贈与税に係る租税回避行為を防止するために設けられた相続税法 9 条においては、無償又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、利益を受けた者が、利益の価額に相当する金額を当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす旨規定されているが、このみなし贈与課税が行われるためには、利益を受けさせるという個人の行為が必要であると解される。

ところで、所有と経営の分離の前提に立つ会社法においては、会社資産を誰に、どのような価額で譲渡するかは会社の代表機関である取締役の権限事項であり、株主には株主総会決議を要するとされる事業の全部の譲渡又は重要な一部の譲渡（会社法 467 条）、会社分割（会社法 783 条等）などの特定の場合を除いては、その権限はないものとされている。また、会社法が一人会社の存在を認めている以上、個人株主が実質上会社を支配しており、株式を通じて間接的に会社資産を所有しているとしても、単にそれだけでは、当該株主に会社資産の譲渡一般についての行為性を認めることは難しいのではないと思われる。したがって、例えば父親が支配する会社の資産を子の支配する会社へ贈与等により移転した場合において、受贈会社の株式価額の増加を理由として子にみなし贈与課税を行うことができるのは、株主として父親が直接に利益を受けさせたと認められる事業の全部譲渡等の場合に限定されるといわざるを得ないように思われるのである。

(3) 会社資産の帰属判定

次に、会社資産そのものが法律上も支配株主に帰属するといえるよう

な場合があるかについて検討する必要がある。これについては、会社と株主の独立性を形式的に貫くことが正義・衡平に反する場合に適用される法人格否認の法理が問題となる。この法理は、特定の法律関係に限って会社とその株主とを同一視して法人格を否認するものであり、法人格の濫用と法人格の形骸化の場合に認められているが（最高裁昭和44年2月27日判決）、その租税法への適用については、徴収事件に関して認められた裁判例（神戸地裁平成8年2月21日判決）が存在するものの、賦課事件に関して明確に判示されたものはまだ存在しない。しかし、この法理は、そもそも法人の取引の相手方を保護するための一般的法理であることや租税法律主義の観点からすると、賦課事件へ適用される可能性は少ないように思われ、実質的に同様の効果が認められる実質所得者課税の原則や同族会社の行為計算否認規定等の具体的な規定を適用することにより先ず対応すべきであると考えられる。

しかしながら、実質所得者課税の原則を財産の帰属に適用するとしても、財産の帰属そのものが課税要件となる贈与税においては、それは事実認定の問題に帰着することとなるように思われる。また、同族会社の行為計算否認規定は、同族関係者等の贈与税等の負担を不当に減少させるような行為計算が行われた場合に、租税負担の公平を維持するため、それを否認して正常な行為や計算に引き直すものであり、会社間の資産移転に適用するとしたときには、当該移転はなく、資産価値は引き続き贈与会社の個人株主が保有するものとして、同人の相続時に相続税課税がなされることとなる。したがって、本件研究の対象場面においては、その適用を考慮しなくてもよいように思われるのである。

そうすると、現行法上、会社間の資産移転を利用した資産承継に対して受贈会社の個人株主に贈与税が課税されうる場合は極めて限定されているということができ、その間隙を狙った租税回避行為の余地があるものといえよう。そして、国外に受贈会社を新たに設立した上、会社間の資産の贈与等により資産価値の移転を図るといった一連の行為による租税回避スキ

ームへの対応としては、私法上の法律構成による会社資産の真実の所有者の究明だけでは限界があるといわざるを得ない。そのような場合に、実質的な資産承継を捉えて何らかの贈与税課税を及ぼそうとするのであれば、例えば、支配株主が同族関係者である同族会社間において、贈与等による会社資産の移転がなされ、受贈会社の株式価額の増加が認められる場合には、当該個人株主にみなし贈与課税を行うことができるというような法令等の整備が必要であると考えられる。

3 結 論

相続税や贈与税は、租税回避のための準備期間が十分ある上、会計士や弁護士への高額な報酬を支払う資産家に税負担が課せられていることから、租税回避が行われる可能性が比較的高い税目であると考えられている。また、現代社会においては、株式会社が重要な資産を保有していることが多いが、会社法の制定により資本金や株主数の制約がなくなったことから、それらの設立は一層容易なものになっている。したがって、資産承継の観点からは同族会社間における資産移転を利用して、当該同族会社の株式価値の移転による租税回避行為が行われる可能性が認められるのである。

しかし、現行の相続税法9条のみなし贈与課税や会社資産の実質的帰属の究明だけではそれらの対応に限界があるように思われることから、一定の条件を付した上での法令等の整備が必要であると考えられる。

目 次

はじめに	567
第1章 諸概念の整理	569
第1節 所得課税と財産課税	569
第2節 資産の移転に対する課税	571
1 財産の意義	571
2 資産の意義	573
3 資産価値の意義	575
4 移転の意義	576
5 資産移転の4類型	577
第3節 資産価値の移転に対する課税	578
1 所得税・法人税	578
2 相続税・贈与税	580
第2章 資産価値の移転に係る裁判例	582
第1節 I 研究所事件	582
1 事件の概要	582
2 検 討	586
第2節 O ホールディング事件	587
1 事件の概要	587
2 検 討	591
第3章 資産保有としての会社制度	595
第1節 財産管理と法人	595
第2節 所得税法等における特則規定	597
1 所得税	598
2 法人税	598
第3節 アメリカの法制	599
第4章 資産価値の移転に係る課税の検討	604

第1節	みなし贈与課税	604
1	利益の意義	604
2	相基通9-2	607
3	相基通9-4	609
第2節	会社資産の帰属判定	610
1	法人格否認の法理	610
2	同族会社の行為・計算否認	613
第3節	結論—租税回避行為への対応	615
	結びに代えて	619

はじめに

近年、オーナー企業については、海外取引を利用して法人税のみならず、個人株主に係る相続税や贈与税の回避をも図る事例が散見される。

その一例として、父親が代表者を勤めるグループ会社間において、国内会社のノウハウを子が大部分の株式を所有している外国の関係会社に譲渡した後、多額な使用料を支払うことにより、国内会社の法人税を軽減するとともに、当該外国会社に資産を留保していき、その株式価値の増加を通じて子への資産承継を行っていると思われる事件がある⁽¹⁾。なお、外国会社に留保された資産に対してはタックス・ヘイブン対策税制の対象となりうるものの、当該国内会社は外国会社の持分を有していないことから、課税は行われていない。

上記法人税に係る訴訟においてはノウハウの移転が争点となり、外国会社の実態は無くノウハウは移転していないという税務当局の主張は認められなかったが、ノウハウ移転を認めるとしてもその譲渡価額が低額と判断される場合には、時価との差額に係る資産価値の無償の移転があったこととなり、子の有する株式価額が増加しているということがいえよう。そうすると、資産承継の観点からの子への課税の検討が必要となると考えられるのである。

ところで、このような株式を介した資産価値の移転の問題は、国際課税の分野のみでなく、国内課税の分野においても起こり得るのである。現代社会においては、量的にも質的にも重要な財産を保有しているのは、企業、特に株式会社であるといえよう。例えば、様々な経済活動を行う場となり、含み益資産の代表でもある土地の保有状況（面積ベース）について見てみると、法人所有割合は全国では14.2%にすぎず個人の38.0%を下回るが、地価の高額な三大都市圏に限ると、それが39.4%と個人の27.9%を上回っている⁽²⁾。また、知的財産

(1) 事件の詳細は、第2章第1節を参照。

(2) 国土交通省「平成15年土地基本調査総合報告書」。なお、東京都の「東京の土地2004」によれば、都心3区（千代田、中央及び港区）の民有地に占める法人所有割合（面積ベース）は70%超となっている。このように、経済活動の中核に行くほど、法人の所有割合は高くなる傾向にある。

権の代表ともいふべき特許権について見ても、現存権利の法人保有件数は不明であるが、出願件数割合ベースでは法人が約97%と個人を圧倒していることから⁽³⁾、その大部分は法人が保有しているものと推測されるのである。

そして、平成14年における法人企業の総数は255万社であるが、そのうち94.1%の240万社は特定少数者の意思により会社意思が決定される同族会社により占められているのである⁽⁴⁾。このような同族会社の株主数は不明であるが、役員を兼任しているのが通常であると考えられるところ、全法人の役員数は390万人との統計がある⁽⁵⁾。そうすると、法人株主や外国人株主等の存在を考慮したとしても、上記の土地や特許権といった経済的に重要な資産のかなりの部分は、同族会社を通じて、その株式を有する少数の個人により支配されているといっても過言ではないのではなかろうか。そうであるならば、この株主の支配する価値の移転に対する課税のあり方について検討することは有益かつ必要であると考えられるのである。

そこで、本稿では、同族会社間での資産の贈与又は低額譲渡（以下「贈与等」という。）により、個人株主間における株式を介した資産価値の移転があると認められる場合に、資産承継の観点から個人株主に対する贈与税課税がなされるのか、また、それが租税回避を目的としてなされた時にはどのように対応すべきかについて、考究しようとするものである。

なお、資産価値の国外移転に対する課税を考えるに当たっては、個人株主の住所についての検討も必要となろうが、この点については平成12年の贈与税の納税義務の拡大により手当てがほぼされていると思われることから、本稿ではその問題は除き、資産価値の移転に係る課税問題に絞って検討を行うこととする。

(3) 特許庁「特許行政年次報告書 2006年版」。なお、平成17年の現存権利件数は約112万件である。

(4) 国税庁「平成14年分税務統計から見た法人企業の実態」。

(5) 総務省「平成14年就業構造基本調査」。なお、就業者総数6500万人のうちに占める法人役員数の割合は6%である。

第1章 諸概念の整理

第1節 所得課税と財産課税

租税は、所得、財産、消費に担税力を認めて課税されるが、公平負担の観点からは累進税率等の適用が可能な所得課税が最も好ましいとされている⁽⁶⁾。

ところで、所得の意義に関しては明文の定めはないものの、わが国の所得税制は、包括的所得概念に基づき、支払能力を増加させる経済的利得であれば、一時的・偶発的・恩恵的利得を含め、全てが所得を構成すると考えられている。そして、サイモンズ⁽⁷⁾が、所得は一定期間における「①消費によって行使された権利の市場価値と、②期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化との合計」である⁽⁸⁾と定義しているように、所得概念の中には財産の取得も含まれるのである。そうすると、所得課税と財産課税とは本質的な性格を共通にするものといえようが、このことは、以下の所得税法の制定経緯からも了解できるのである。

すなわち、わが国の所得税は、戦前は所得源泉説により原則として経常的、反復的な所得のみが課税対象とされていたが、戦後の所得税法改正により昭和21年には譲渡所得が、同22年には一時所得という新しい所得類型が設けられ、一時的・偶発的利得も課税の対象とされるに至った。

しかし、一時所得が新たに設けられたことにより、それまで所得概念に含まれなかった相続・贈与による利得が所得と観念されることとなり、相続税等との二重課税の問題が生じるようになったのである。そこで、所得税法はこの二重課税を避けるため、「一時所得のうち、相続・遺贈又は個人からの贈与（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む）等については所得税を課さない。」旨を定めたのである（6条

(6) 金子宏『租税法（第12版）』74頁（弘文堂、2007）。

(7) Simons, H. C, (1938) "Personal Income Taxation", p50, University of Chicago Press.

(8) 金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』25頁（有斐閣、1995）。

1 項 7 号)。

なお、このような立法になった理由として、金子宏教授は「一つはそれを所得税の対象とすると、それは一時所得に該当するから、2 分の 1 課税が適用され、大規模な相続財産に対する税負担が著しく軽減されて（最高税率は所得税の最高税率のちょうど 2 分の 1 となる）、巨大な富の集中を排除するという、相続税の本来の目的が達成されなくなることである。今一つは、小規模の相続財産に対して不当に重い税負担が課され、場合によっては極めて酷な結果になることである。」⁽⁹⁾と説明されている。また、相続等による経済的利得は、通常の反復的・継続的な金銭による所得と異なり、一時に高額の所得が財産という形態（直ちには納税の原資とならず、換金が必要となるという特殊な所得形態）で取得されるものであるから、その特性に合った固有の控除や税率により課税する必要があると考えることもできよう⁽¹⁰⁾。

そして、この考え方が現行法の 9 条 1 項 15 号にも引き継がれ、相続や贈与による恩恵的利得を所得税の課税対象から除外し相続税や贈与税の課税対象としているのである。したがって、所得課税と相続・贈与課税とは、いずれも包括的所得概念に基づく課税という点では同根のものということができるのである⁽¹¹⁾。

もっとも、相続税を所得税の補完税と考えるとしても、被相続人が生前に稼得した所得のうち所得税法の不備等の理由から生じた所得税の課税漏れの部分を清算するものとするか、遺産を取得した相続人の担税力の一時的・偶発的増大部分に対する課税と考えるかの相違があろう。そして、これらに対応する相続税の課税方式として、被相続人の遺産全体を課税物件とする遺産課税方式と相続人が取得した遺産を課税物件とする遺産取得課税方式とがあるといえる

(9) 金子宏「相続税の課税方式と負担水準」『相続税制改革の視点』168 頁（ぎょうせい、1987）。

(10) 岩崎政明「相続税を巡る諸問題」『資産課税の理論と課題(改訂版)』194 頁（税務経理協会、2005）。

(11) シャウブ勸告で戦後税制の基を作ったカール・シャウブ博士（1902～2000）は、相続税は所得税の補完税である旨主張されている。

のであるが、わが国においては、担税力に即した租税負担により適合するとされる後者の課税方式を採用しているのである。

以上のように、相続税を一種の所得税と位置づけるとき、カナダやオーストラリアで相続税が廃止され所得課税により対応しているのも理論的に理解できよう。なお、包括的所得概念によると未実現の利得であっても理論的には所得となるのであるが、所得税法や法人税法においては原則として実現したもののみが課税対象とされていることについては後述する。

また、贈与税は、財産の生前贈与によって相続税を回避することを防止するために設けられた相続税の補完税であり、相続ということのありえない法人からの贈与については、相続税の補完税としての相続税ではなく、一時所得の課税が行われることとされている。

しかし、条文上は、贈与者との親族関係が規定されていないことから、相続税とは別個の、受贈財産・利益に対する固有税としての色彩が強いようにも思われるのである⁽¹²⁾。

第2節 資産の移転に対する課税

1 財産の意義

一般的に、財産と資産とは同義で使用されることが多いが、財産という用語は、民法や相続税法において、また、資産という用語は、会計学、所得税法や法人税法においてもっぱら使用されているように思われる。しかし、財産や資産の意義については、上記の法律のいずれにおいても明確な定めはなされておらず、解釈に委ねられている状況にある。

ところで、租税は、私的部門で生産され蓄積された富の一部を、公的欲求の充足のために国家の手に移すための手段であって、各種の私的経済生活上

(12) 岩崎・前掲注(10) 191頁。なお、親族関係が規定されていないことについては、贈与がなされた時点では相続予定者ではなかったが、その後養子縁組をすることにより相続予定者となることがあることから、受贈者を親族に限定しなかったと考えることもできよう。

の行為や事実を対象として課されることから、租税法の解釈及び適用に当たっては、私法との関係が問題となるところ、法的安定性及び予測可能性の観点から、租税法で用いられる法概念は、特に定めのない限り、私法におけるそれと同様に解するのが相当であるとされる（統一説）⁽¹³⁾。しかし、贈与や相続の意義についてはそう解されるのであるが、財産や資産の意義については税法の条文ごとに多少相違する場合があるように思われるのである。

例えば、相続の対象となる財産について、民法 896 条は「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」として、一身専属権以外の一切の権利義務を対象としているが、講学上は、権利を積極財産、債務を消極財産と称している。

一方、贈与については、民法 549 条で「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と規定して、贈与者の財産の実体を減少せしめることによって受贈者に財産的利益を与える行為を意味するものとされている⁽¹⁴⁾。したがって、物や権利の譲渡にとどまらず、相手方の債務の弁済や引受も贈与となるのである。

ところで、民法においては、財産とは経済的価値を有する物及び権利義務の集合と考えられているが⁽¹⁵⁾、類似した観念として財産権がある。財産権は、人格権や身分権と対立する意味で、財産法上の権利を指すものと解する場合には、金銭に見積もることのできない債権（使用借権）や単なる占有権も含まれることから、財産とは相違するようにも思われる。しかし、財産に係る権利として解する場合には、財産とその実質的な内容を同じくしよう。

以上に対して、相続税法においては、消極財産は債務という形で規定されていることから、その課税対象となる財産は積極財産に限るものと解されて

(13) 金子宏「租税法と私法」租税法研究 6 号 1 頁。

(14) 柚木馨＝高木多喜男編『注釈民法(14)』19 頁（有斐閣、1993）。

(15) 我妻榮『民法総則』206 頁（岩波書店、1965）。

いる。そして、相続税の補完税としての贈与税においても財産の意義は同様に解すべきであるから、結局、相続税法上は、財産権の対象となる一切の物及び権利が含まれ、経済的価値に対する支配権が広く課税対象となると考えるのが相当であろう⁽¹⁶⁾。なお、実務上は、財産とは金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものとして捉えているが、独立して財産を構成しない、いわゆる取引されることのないものは財産に該当せず、また、法律上の根拠がなくても経済的価値があるものとして取引される営業権、ノウハウ等については財産に該当するものとされている⁽¹⁷⁾。

2 資産の意義

会社法は、431条で「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と規定しているが、ここにいう公正妥当な企業会計慣行とは、主として企業会計原則その他の会計基準を意味するものと解されている⁽¹⁸⁾。そして、会計学上、資産とは、特定の経済主体に帰属する将来の経済的便益であり、かつ貨幣額で合理的に測定できるものとされている⁽¹⁹⁾、ここにいう経済的便益⁽²⁰⁾とは経済的価値と置き換えてもよいように思われるのである。

ところで、所得税における資産の意義を検討するに当たっては、贈与は譲渡契約のうち無償のものであると考えることができるから⁽²¹⁾、譲渡所得を基として考えるのが相当であろう。そして、譲渡所得の資産概念について、金

(16) 金子・前掲注(6) 438、452頁。

(17) 相続税法基本通達11の2-1。香取稔『相続税法基本通達逐条解説』199～200頁(大蔵財務協会、2003)。

(18) 神田秀樹『会社法(第8版)』228頁(弘文堂、2006)。

(19) 広瀬義州『財務会計(第6版)』152頁(中央経済社、2006)。

(20) アメリカ財務会計基準審議会『財務会計上の諸概念に関するステートメント第6号』では、経済的便益とは、他の価値ある資産との交換により、又は価値ある何かを生産することにより、更には負債を軽減することにより、ある実体に役立つ能力を意味するものとされる(172項)。

(21) 金子教授は、譲渡とは、有償、無償を問わず所有権その他の権利の移転を広く含む概念であるとされている。金子・前掲注(6) 194頁。

子教授は「譲渡性のある財産権をすべて含む観念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広くそれに含まれる。」とし、一種の固有概念と解すべきであるとされているが⁽²²⁾、そうであれば、相続税法における財産概念も所得税法における資産概念も、移転可能な一切の財産権という捉え方においては、同一に解してよいように思われるのである。

これに対して、法人税法における資産概念については、「一般的にいえば、財産権を意味するのであるが、税法では課税所得の金額の計算上、繰延資産も資産のうちに含むことを規定している。その繰延資産は、商法上又は会計上の繰延資産のほかに財産権たる繰延資産（たとえば、職業野球選手の契約金や借家権）をも含めている。つまり財産権を内容とした資産と会計上の繰延資産をも含めたものが税法上の資産概念である。」⁽²³⁾とされているように、会計学や会社法のそれよりも繰延資産の範囲が広いものとなっている。しかし、特許権やノウハウ等の無体財産権や土地等の含み資産は固定資産に属するとされることから、それらを検討の対象とする限りにおいては、その相違を捨象しても問題はないように思われる。

以上見てきたように、資産の一般的な定義は困難であるが⁽²⁴⁾、個人と法人とを通じた土地や無体財産権等に係る資産価値の移転について検討を行う本稿においては、資産と財産とをいずれも移転可能な一切の財産権とした上で検討を進めることとしても差し支えないように思われることから、以下においては同義のものとして論じることとする。

(22) 金子・前掲注(6) 194頁。なお、所得税基本通達 33-1 は「譲渡所得の基因となる資産とは、法第 33 条第 2 項各号に規定する資産（筆者注：棚卸資産等及び山林）及び金銭債権以外の一切の資産をい」うものとしている。

(23) 武田昌輔編著『DHC コメントール法人税法第 2 巻』1359 頁（第一法規出版）。

(24) 所得税法等における資産概念の意義については、中村隆一「国内源泉所得の研究」税大論叢 55 号 281 頁以下が詳細な検討を行っている。

3 資産価値の意義

経済学上、価値には使用価値と交換価値とがあるとされるが、担税力に応じた公平な課税の観点からは、資産価値を最も適正かつ客観的に表現するのは時価であるとされていることから、資産価値の測定に当たっては交換価値が重要であるといえよう⁽²⁵⁾。

したがって、本稿において、資産価値とは、資産の経済的価値又は客観的交換価値を意味するものとする。これに類似するものとして資産の評価益があるが、これは、保有資産の評価換えにより生ずる増加益をいい、時価（経済的価値）と取得価額との差額をいうものである。譲渡所得の本質は、キャピタル・ゲインすなわち保有資産の増加益といわれるが、同義のものであるといえよう。

ところで、本稿でもっぱら検討するのは、株式が表章する資産価値、すなわち株式価値であるが、それには①投資価値、②支配価値及び③清算価値があるとされる⁽²⁶⁾。

投資価値とは、株式に投資することにより利益を獲得しうることの価値をいうが、この場合の利益には配当利益、留保利益や株価上昇利益が含まれ、所有と支配の分離において証券市場において通常成立している株式価格は、この投資価値を反映しているといえることができる。

支配価値とは、株式の支配権能を通じて会社に対する支配的影響力を行使することにより利益を獲得しうることの価値を意味する。会社支配権の具体的内容は、会社経営権に対する影響力行使と会社組織ないし営業に関する基本的変更の決定である。そして、支配株式の取引価格は、支配権プレミアムの存在により、投資価値を超過しているといえることができる。

清算価値とは、会社が解散したときに残余財産の分配を受けることができることから生ずる価値である。経済学的には、清算価値は株式価値の最低限

(25) 石島弘「相続税の課税標準と公的土地評価の一元化」税法学 535 号 7 頁。

(26) 以下の記述は、吉本健一「会社支配権の価値と新株発行価額の公正性（中）」商事法務 1239 号 14～15 頁による。

を画している。

そして、会社資産の価値変動は、株式の価格形成要因の一つである残余財産分配請求権や配当請求権に影響を与えることから、株式価値の変動をもたらすのであるが、当該変動が外的事情による場合—再開発等により土地が値上がりするような場合—と、会社資産の贈与等による場合とでは課税上の対応も異なることとなる。

4 移転の意義

私法は権利を基として構成されているが、権利の移転とは、当事者の意思によって、ある帰属者から他の者に権利を移すことをいうものとされる⁽²⁷⁾。そして、取得とはこの権利の発生をいうものとされるが、原始取得と承継取得とに区分される。原始取得とは、先占・拾得・時効取得のように、その取得した権利の根拠が前主の権利にあるのではなく初めてその権利を取得することをいい、承継取得とは、相続・贈与・売買等のように、前主の権利に基づいて同一性を維持したまま取得することをいうのである⁽²⁸⁾。

また、承継取得は、譲渡(有償譲渡である売買及び無償譲渡である贈与がある。)のような法律行為による移転と、相続のような一定の事実に対する法律上の効果としての移転とに区分することができる。

ところで、資産の移転については、死亡時の移転に対して課される相続税と、生前の移転に対して課される贈与税とがあるが、これらの納税義務の成立時、すなわち課税時期は財産の取得時とされている(国税通則法 15 条 2 項)。そして、課税時期が税法の適用年分や評価時点を決定することから、財産の取得時期は重要な問題となるところ、相続税法には取得時期についての特段の定めはないため、民法の物権変動の時期についての通説や判例に基づき、相続税法基本通達で次の原則を定めている。すなわち、①相続や遺贈に

(27) 我妻榮=有泉亨=清水誠=田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—』329頁(日本評論社、2005)。

(28) 我妻他・前掲注(27) 420頁。

つについては、相続開始の時、②贈与については、書面によるものについてはその契約の効力の発生した時、書面によらないものについてはその履行の時である（1の3・1の4共-8）。

贈与は、相続と異なり、贈与者が課税時期を自由に選択できるため、合法的な節税が可能であるし、また、対価関係がないことから、利害の対立する第三者間の取引等のように代金支払等の行為によって財産の移転時期を認定することが困難な特徴を有している⁽²⁹⁾。

5 資産移転の4類型

贈与等による資産の移転については次の4類型があり、資産の移転を受けた者に対する課税関係は、次のとおりである。

① 個人・個人間

相続税又は贈与税が課税される。

② 法人・個人間

法人からの贈与に対しては贈与税は課税されない（相法21の3一）が、一時所得又は給与所得として所得税が課税される⁽³⁰⁾。

③ 個人・法人間

資産の移転を受けた法人に受贈益として法人税が課税されるが、同族会社に該当し、株式価額の増加が生じている場合には、当該法人の個人株主に対しても当該利益について贈与税が課税される（相法9）。

なお、資産を贈与又は時価の2分の1未満の価額により譲渡した個人に対しては、時価で譲渡があったものとみなされて所得税が課税される（所法59）。

④ 法人・法人間

法人税が課税されるだけで、個人株主に対する課税は生じない。

(29) 北野弘久＝小池幸造＝三木義一編『争点相続税法（補訂版）』29頁（勁草書房、1996）。

(30) 後述の同族会社の行為・計算否認規定の適用により、法人の個人株主から個人への贈与とみなされる場合もある。

ところで、上記④の法人・法人間移転においては、受贈法人が欠損法人や外国法人であれば、法人税課税が行われない可能性もあろう。更に、①から③の場合においては、資産や資産価値を取得した個人又は個人株主に対してその取得時において贈与税又は所得税が何らかの形で課税されるにもかかわらず、④の移転ではそのような課税は行われず、資産価値が移転された保有株式を譲渡する時まで課税を無制限に繰り延べることができることから、課税上の権衡を失するようにも思われるのである。また、相続前にその株式を譲渡すれば極めて軽度の課税で済むことになり、結局相続税の回避ができることとなる。

しかし、そもそも、「株主は、株式を通じ、株式会社の資産を所有し、支配するのであり、清算を待つまでもなく、株式の移転を通じ、株式に表彰された株式会社の資産価値を取得することができる」⁽³¹⁾ことや株式の増加価値分を担保として融資を受け得ることからすれば、実質的には個人株主は株式を介した形で資産を取得しているものといえよう。そこで、資産価値の移転に対する課税はどのような場合になされるのかについて以下検討することとしよう。

第3節 資産価値の移転に対する課税

1 所得税・法人税

所得税の課税物件は個人の所得であるが、この所得の意義については、前述したように、担税力を増加させる全ての経済的利得と解されている。そして、所得税法は各種所得の金額を一般的に収入金額から必要経費を控除して計算するものと規定しているところ、この収入については「経済価値の外からの流入」と解されることから、収入という形態において実現した利得のみを課税の対象とし、未実現の利得（保有資産の価値の増加益）は除外される

(31) 東京高判平 16. 1. 28 訟月 50 卷 8 号 2512 頁。

ものと解されている⁽³²⁾。

また、法人税においても、課税対象たる所得は益金の額から損金の額を控除した金額とされ、益金は取引に係る収益として観念されているが、取引の観念は自己以外の者との関係において初めて成立するものであるから、所得税法と同様に、実現した利益のみが所得を構成するものと解されるのである⁽³³⁾。

そして、所得税や法人税においては、資産の移転については、その引渡しがあったときを収益実現の時点としているが、未実現の資産価値の移転については、特段の規定がない限り課税されないこととされている。この実現主義について、岡村忠生教授は次のように指摘されている。

「税法における実現は、資産に関して、保有期間中の価値増減を課税の対象とすべき適切な機会（課税適状）にあるかという観点から導かれた概念である。実現は、保有期間中の価値増減を算定するという点で、清算課税説と親和性が認められ、規範的な価値判断を含む概念である。実現は、具体的には、資産の価値増減を認識できる最後の機会としての譲渡の事実によって判断される。譲渡も税法上の概念（固有概念）であり、納税者がその資産に対する使用収益等の支配を最終的に失う時と考えられる。ただし、私法上の所有権の移転はその典型とされ、譲渡の概念に強い影響を与えている⁽³⁴⁾。」

ところで、所得税や法人税においては、原則として、利得した資産価値のうち実現されたものに対してのみ課税が行われ、未実現の資産価値が課税対象から除外されているのであるが、これは、①原価主義に基づく伝統的な会計理論・会計慣行の影響と②それらの捕捉・評価が困難であるという税務行政上の理由によるものとされている⁽³⁵⁾。しかし、近年の会計理論には時価主義の考え方が進展していることや、資産価値の取得は資産性所得として高い

(32) 金子・前掲注(8) 74頁。

(33) 金子・前掲注(8) 74頁。

(34) 岡村忠生『法人税法講義（第2版）』54頁（成文堂、2006）。

(35) 金子・前掲注(8) 65頁。なお、中里実教授は、納税資金の問題をも指摘している。中里実「所得課税における時価主義」税研15巻4号40頁（2000）。

担税力を持つとともに高額所得者に集中していることを考慮すると、それを捕捉・評価するための行政的技術の開発を図る必要があるように思われる。なお、本稿で対象とする株式価値については、合理的なものとして定着している財産評価基本通達が定める評価方法を用いれば、その評価の困難性は大部分が解消されるようにも思われるのである。

現行法においても、キャピタル・ゲインに対する無限の課税繰延べを防止することを目的として、所得税法 59 条により未実現のキャピタル・ゲインに対して課税しているのであるが、もし、実現した利得のみを所得として課税するならば、様々な租税回避を容易にしたり、それを封ざることが困難となる。したがって、公平負担の要請を実現したり、租税回避を封ずるために必要な場合には、社会経済の発展に応じて具現する未実現の利得に対しても課税することは合理的であり、容認されるべきであると考えられるのである。

2 相続税・贈与税

相続税や贈与税の課税物件は相続等により取得した「財産」であるが、その取得時点で実現があったものと考えられている。

しかし、みなし贈与財産について規定する相続税法 9 条は、無償又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、利益の価額に相当する金額を当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす旨規定し、「利益」をも課税対象としている。この利益とは、財産の増加又は債務の減少に係る財産的利益をいうものと解されているが、この利益については、所得税法 36 条の「収入」や法人税法 22 条の「取引」といった実現主義からの制約が定められていないのである。

そして、相続等により取得した財産の意義については、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものとされ、相続税法 22 条が当該財産の価額は時価によるものとしていることからすれば、上記の財産的利益には未実現の資産価値、つまり含み益も含まれるといえるように考えられる。

したがって、個人から同族会社に贈与等により資産の移転がなされた場合

には、当該会社に受贈益が生ずることは当然であるが、間接的に株式価額の増加という利益を得た当該会社の株主に対しても、利益の贈与があったものとみなして贈与税が課税されることとなるのである⁽³⁶⁾。これは、一見すると、資産の移転と資産価値の移転の両方に対して二重に課税がなされるようにも思われるのであるが、①法人税と贈与税とは課税目的を異にする租税であること及び②株式に係る資産価値の増加額の計算に当たっては受贈益に係る法人税が控除されることから、二重課税に当たるとはいえないと考えられる。また、9条の適用に当たっては、利益を受けさせるという積極的な行為が必要とされることから、同族会社の場合に限定するものと解されており、そして、これにより、個人・個人間の財産移転に対して課される贈与税を免れるべく、個人・法人間で財産が移転されても、課税上の権衡を担保することができるのである。

(36) 相続税法基本通達9-2。

第2章 資産価値の移転に係る裁判例

支配会社を利用して資産価値を移転していると認められる2事件を取り上げ、検討を加えることとしよう。一つは、会社資産の低額譲渡によるものであり、もう一つは、新株の第三者割当てによるものである。

第1節 I 研究所事件

1 事件の概要

内国法人が国内で構築してきたノウハウ等の無形資産をタックス・ヘイブンに設立した外国会社に譲渡し、当該会社とライセンス契約を締結して使用料を損金算入することにより内国法人の法人税負担を減らし、当該使用料に係る源泉所得課税のみで全ての課税関係を終了させるというタックス・スキームがある⁽³⁷⁾。この場合、外国会社に留保された利益に対してタックス・ヘイブン対策税制の適用を受けないように、国内の個人や法人の出資比率を50%以内にしたたり、持分を5%未満にしたたりするなどの注意が払われているところである。

本件は、平成7年2月、代表者が同一であるグループ会社間において、I研究所からシンガポールに所在するH社に対し、その保有する経営システム等に係るノウハウ等を20億円で譲渡する旨の契約を締結したとして、その譲渡対価を収益に計上して確定申告したところ、税務当局は、本件ノウハウ等は親会社であるI工務店に帰属するもので、本件譲渡契約は実体を伴わない架空の取引であるから、I研究所がH社から受領した金員は法人税法22条2項に規定する受贈益に該当するとした上で法人税の更正処分がなされた事件である⁽³⁸⁾。これに対しては、一審及び控訴審のいずれにおいても、I研究所

(37) 細川健「ライセンス契約とノウハウの課税上の問題点(その1)」税務弘報55巻4号152頁。

(38) 名古屋高裁平成18年2月23日判決(一審は名古屋地裁平成17年9月29日判決)。なお、I工務店がH社に支払った使用料の損金算入の適否についても争われたが、I

の主張が認められ、税務当局の敗訴が確定している。事実関係の概要は、次のとおりである。

- ① I 研究所は、昭和 62 年 7 月に設立された内国法人で、住宅関連業務の研究開発及びこれに関連する経営指導等を目的とする会社である。その代表者は親会社である I 工務店の代表者が兼ねており、その株式は、I 工務店により 85%が保有されている。
- ② I 工務店は、昭和 53 年 9 月に設立された内国法人で、木造注文住宅の販売・施工を行っている。その代表者は設立以来創業者が勤めており、また、その株式は、創業者の長男が P 社（シンガポール法人）、R 社及び N 社を通じて約 75%を保有している。
- ③ H 社は、平成 7 年 2 月 4 日に設立されたシンガポール法人で、住宅関連技術等の研究開発を目的としている。その代表者は I 工務店の代表者と同一で、同人の長男がその株式の 99.99%を保有している。
- ④ I 工務店は、昭和 61 年からフランチャイズシステムを導入して、「I 工務店」という商標とともにそのノウハウ等をフランチャイズ各社に提供してきた。I 工務店は、I 研究所設立の前日に、I 研究所からノウハウの供与を受けるとともに、ロイヤリティを支払う旨の契約を締結している。
- ⑤ I 研究所は、平成 7 年 2 月 28 日、同月 4 日に設立された H 社へ在来工法に係るノウハウ等を 20 億円で譲渡する旨の契約を締結した。
- ⑥ I 工務店は、平成 7 年 3 月 1 日、H 社が開発するノウハウに係る使用許諾契約を締結し、H 社が開発・取得・所有しているノウハウ等の使用に係るロイヤリティとして売上金額の 4%を H 社に支払うこととした。また、同日、上記ロイヤリティの支払のほかに、H 社から技術保証及び海外人材養成・派遣等の役務提供を受ける契約を締結し、売上金額の 2%

工務店側が勝訴している（東京高裁平成 18 年 3 月 15 日判決、東京地裁平成 17 年 7 月 21 日判決）。

を支払うこととした。

- ⑦ 国内のフランチャイズ17社がI研究所設立後に締結したフランチャイズ契約においては、ノウハウ等の供与者はI工務店であったり、I研究所とI工務店との連名であったりと一定していない。また、平成7年3月1日付のH社との使用許諾契約に基づき、同社にロイヤリティを支払うこととされているが、これらの契約書はバックデートして同年4～5月に作成されたものである。

本件訴訟においては、最初にI工務店が有していたノウハウについて、I研究所への譲渡は口頭でなされ契約書が存在しない上対価も支払われていないなど不自然なところがあることから、本件譲渡契約に係るノウハウはそもそも誰に帰属しているのか及び本件譲渡契約に経済的合理性はあるのかが争点とされた。

高裁の判示内容は、次のとおりであり、いずれも税務当局の主張は認められなかった。

I工務店グループのフランチャイザーが誰かについては、「フランチャイズ契約においては、各種の形態が考えられ、資本や役員構成を共通にする複数の会社が、全体として対外的に統一的イメージを与えるグループ企業を構成している場合、これらが共同フランチャイザーとなって、フランチャイズ契約で定められた責務を分担することが十分にあり得ることを勘案すると、原判示のとおり、I工務店グループにおいても、共同フランチャイザーである可能性を否定できず、本件各フランチャイズ契約における当事者の表示やノウハウ等の供与主体となるフランチャイザーの検討だけでは、経営システムの帰属主体を判定することはでき」ないとされた。

また、本件ノウハウ等の研究開発の主体が誰であるかについても、「I研究所の設立が、I工務店から建設技術や住宅設備機器等の研究開発及び住宅展示場を用いた経営方法の開発指導等の業務部門を切り離して特化させるもの

であったことからすれば、これまで I 工務店が保有していた経営システムのノウハウ等を I 研究所に譲渡することも十分に考え得ること(既に確立した上記ノウハウを前提に、新たなノウハウ等を生み出すものであることからすれば、従前のノウハウ等を I 研究所に集中させるのが自然であり、また、上記ノウハウ等が無償で譲渡されても、I 工務店グループ全体の視点からすれば、I 工務店グループから他へ利益を流出させる結果にはならず、経済的な不合理性は認められない。)、本件ノウハウ等の研究開発行為が、I 研究所に在籍する者によって行われてきたこと(なお、同人らが I 工務店の従業員としての地位も有し、対外的に同社の従業員の肩書を用いていたとしても、I 工務店グループとしての企業イメージを尊重したものととも考えられ、これをもって、I 研究所の従業員が本件ノウハウ等の研究開発行為を行っていたことを否定するものではない)、また、本件ノウハウ等の開発研究費についても、I 工務店などから支払われるロイヤリティは、本件ノウハウ等の使用許諾の対価と考えるのが通常であり、この支払をもって直ちに本件ノウハウ等の開発研究費を I 工務店が負担しているものということとはできないこと、本件特許権等が I 工務店に帰属することから本件ノウハウ等も同様であるとは必ずしもいえない」とされた。

そして、本件譲渡契約の経済的合理性の有無については、「H 社は、I 工務店グループがさらなる発展を期すため、その企業戦略の一環として海外に設置されることとなった住宅関連技術等の研究開発部門であること、H 社は、シンガポールの UOB ビル内に本店を置き、経理事務等を行っているほか、ジュロン地区内の IMM ビルに置かれたデザインセンターで住宅関係の各種研究開発や内装事業…を行うなどしていることは、前記認定(原判決)のとおりであり、…H 社自体も研究開発活動を行っており、本件譲渡契約の経済的合理性がないものとはいえない」として、合理性があるものとされた。

なお、本件譲渡契約が仮装された動機について、税務当局は、「H 社設立の真の目的は、同社の発行済株式総数の 99.99%を所有する長男に対する贈与税・相続税の回避先作りの一環であった可能性が高く、また、法人税等の軽

減を図るためである」と主張したが、「贈与税・相続税の回避の目的については、あくまで税務当局の推測にすぎず、これを認めるに足りる証拠はない。また、仮に法人税等の軽減を図るためにH社を設立し、本件譲渡契約を締結したとしても、前記認定（原判決）のとおり、H社自体は、実態のある会社組織であり、本件譲渡契約もこれまで検討したようにその実態を伴うものである以上、契約当事者に上記意図があったことをもって、本件譲渡契約自体が仮装のものであると認めることはでき」ないとされた。

2 検 討

本件は、主な争点がノウハウの帰属という事実認定に係る事件である。I研究所の本件ノウハウ取得時における事情について、I工務店とのノウハウ使用許諾契約がI研究所設立前に締結されていること及び譲渡契約書や対価の支払も無いことから、不自然さが認められたのである。また、フランチャイズ各社との契約書もバックデートされ一読後破棄の要請を行っていることも疑問とされた。このように、原告の行動には矛盾が見られるのであるが、裁判所は、本件譲渡には研究活動の集約化という合理的な企業目的が存在するとともに、H社には少なくとも訴訟時点において企業実態があること等から、本件譲渡契約が仮装された無効のものとはまではいえないと判断したように思われる。すなわち、積極的に原告の主張を認めたというよりは、原告の経営方針、事業分割などは合理的なものと考えて、結果的に原告の主張を認めたものといえるのである⁽³⁹⁾。

しかし、この判決を前提とすると、別の課税上の問題が生ずるように思われる。税務当局は、本件更正処分先立ち、本件譲渡契約を認めた上で、I研究所が翌期以降に収受するロイヤリティに比してノウハウの譲渡価額が低額であるとして受贈益課税を行っている。ノウハウといった無形資産の価額をどのように評価するかは難しい問題であるが、この先行処分が認定した約

(39) 岸田貞夫「判例評釈 譲渡代金が法人税法22条2項所定の受贈益に該当するか否かが争われた事例」TKC 税研情報15巻4号24頁。

31億円という価額を適正なものとするならば、H社には当該価額との差額に対応する資産価値が移転することにより、株主たる長男の有する株式価額の増加があったこととなろう。長男の住所は判決では触れられていないが、この株式価額の増加に対する課税が問題となるのである。

ところで、国内の個人又は法人が株式を有する外国会社に係る留保価値についてはタックス・ヘイブン対策税制の課税対象とされるのであるが、仮に株主が非居住者であるとする、タックス・ヘイブン対策税制の適用はないこととなるほか、平成7年当時は、非居住者に贈与税課税が行われるのは国内財産に限られていたことから、外国会社たるH社の株式価額の増加に対して贈与税は課税されないこととなるのである。また、H社の株式は長男の所有であるから、この移転された資産価値に将来相続税が課税されないことは明らかであろう。更に、シンガポールにおいては、贈与税は存在しないことから、その課税は生じようがないのである。そうすると、仮に長男が非居住者であるならば、資産価値の移転に対して、相続税や贈与税は一切課税されないということになる。

そして、このことが、税務当局が裁判において主張したところの贈与税等の回避に該当するのではないかとと思われるのである。また、H社は本件譲渡の数週間前に設立されたばかりであることも併せ考えると、タックス・プランニングの存在も推測され、何らかの対応が必要であるように考えられる。そして、これに答えることが以下の検討の目的となるのである。

第2節 0 ホールディング事件

1 事件の概要

多額な含み益を有する株式を海外会社に現物出資し、その株式を関係会社や海外に居住する親族に贈与等することにより、法人税や相続税等の負担を回避するというタックス・プランニングは、バブル期を中心に採用されたと

ころであるが⁽⁴⁰⁾、平成 10 年の税制改正で現物出資によって外国法人を設立するものであるときは圧縮記帳を認めないこととされ、更に、平成 13 年の税制改正において、実質的な適格分割の場合に該当することから、条文自体が削除された。

本件は、上記改正前に行われた事件で、O ホールディング社（以下「O 社」という。）がオランダにおいて設立した 100%出資の子会社である A 社が、その発行済株式総数の 15 倍の新株を O 社の関連会社である B 社に著しく有利な価額で発行したことにに関して、税務当局が O 社の有する A 社株式の資産価値のうち上記新株発行によって B 社に移転したものを、O 社の B 社に対する寄附金と認定した処分の当否が争われた事件である⁽⁴¹⁾。その事実関係の概要は次のとおりである。

- ① O 社は、図書や雑誌の出版・販売等を目的とし、その主要株主を C 財団や N 財団等とする国内の同族会社である。
- ② C 財団は、昭和 54 年 11 月に設立された、言語や言語に関わる文化の理解・普及を目的とする財団で、O 社の発行済株式総数の 49.6%を有している。
- ③ A 社は、平成 3 年 9 月に O 社の 100%出資によりオランダにおいて設立された子会社で、持株会社としての活動、融資、投資等を目的としていたが、事業所や従業員を有しないいわゆるペーパーカンパニーである。

なお、設立に当たっては、15 億円相当の国内株及び 1 億円の現金により、資本金を 20 万ギルダー（1500 万円相当）、資本準備金を 2180 万ギルダー（16 億 3500 万円相当）とした上で、株式 200 株を交付している。そして、特定現物出資の特例を受けて、約 81 億円を圧縮記帳し、課税

(40) 川田剛「判例評釈 O ホールディングス事案」税務弘報 50 巻 3 号 151 頁。

(41) 最三小判平 18.1.24 歳時 1404 号 24 頁、東京高判平 16.1.28 訟月 50 巻 8 号 2512 頁、東京地判平 13.11.9 訟月 49 巻 8 号 2411 頁。なお、差戻審は東京高裁平成 19 年 1 月 30 日判決であるが、その主な問題は株式の評価方法であるため、以下においては最高裁判決を中心として検討を行う。

の繰延べを受けている。

- ④ B社は、平成7年2月13日に、C財団の100%出資によりオランダにおいて設立された会社である。

なお、上記関係法人の役員に関しては、Eが、O社の取締役相談役、C財団の理事長、A社の代表取締役及びB社の取締役であり、Fが、O社の代表取締役、C財団の評議員、A社の代表取締役及びB社の取締役を兼ねていた。

- ⑤ A社は、平成7年2月13日、株主総会において、300万ギルダー増資し、発行する3000株式全部を額面金額とほぼ同額でB社に割り当てる旨の決議をし、その払込みを受けて同社に上記株式を発行した。

この結果、B社はA社の発行済株式の93.75%を保有するに至り、一方、O社のA社に対する持株割合は、100%から6.25%に減少した。この持株割合の変化は、上記各法人、その役員等が意思を相通じた結果であり、O社は、B社との合意に基づき、A社の資産につき株主として保有する持分93.75%を失い、B社がこれを取得した。これにより、A社の増資前の資産価値の100%と増資後の資産価値の6.25%との差額が、O社からB社に移転したが、その移転について、O社がB社から対価を得ることはなかった。

本事件の主たる争点は、第三者割当増資を介した新旧株主間における資産価値の移転について、旧株主に対して法人税法22条の適用があるのかということである。

O社は、本件増資においては、その保有する旧株式200株についてのキャピタル・ゲインの全部又は一部が、抽象的所有権に止まったまま利得が実現されることなく、失われたのであって、未だ実現していない利得に課税されるべきではない、また、会計学上、利益の実現があったといえるためには、「資産」の移転がなければならないとされており、「資産価値」の移転だけでは、利益の実現が生じたことにはならない、そして、法22条2項の取引の意義については税法上格別の規定がない以上、一般私法におけると同様に私法

上の取引に限定されるべきであると主張した。

そして、一審判決も、0社の保有するA社株式の資産価値がB社に移転したとしても、本件増資は、A社自体による本件増資の実行という行為とそれに応じてB社がA社に新株の払込をするという行為により構成されており、0社はB社に対して何らの行為もしていないのであり、それが0社の行為によるとは認められないから、同資産価値の移転が0社の好意によることを前提としてこれに法人税法22条2項を適用した税務当局の処分には理由がないとした。

これに対し、控訴審判決は、「株主は、株式を通じ、株式会社の資産を所有し、支配するのであり、清算を待つまでもなく、株式の移転を通じ、株式に表彰された株式会社の資産価値を取得することができ、株式の価額は、額面金額ではなく、市場において定まる価額(上場株式)又は株式会社の資産の実態に基づいて評価される価額(非上場株式)により定まる」とした上で、「A社における上記持分割合の変化は、上記各法人及び役員等が意思を相通じた結果にほかならず、0社は、B社との合意に基づき、同社からなんらの対価を得ることもなく、A社の資産につき、株主として保有する持分16分の15及び株主としての支配権を失い、B社がこれらを取得したと認定評価することができる。そして、0社が上記資産に係る株主として有する持分をB社からなんらの対価を得ることもなく喪失し、同社がこれを取得した事実は、それが両社の合意に基づくと認められる以上、両社間において無償による上記持分の譲渡がされたと認定することができる。」と判示して法人税法22条2項の適用を是認した。なお、高裁は、本件増資が節税を意図して企画されたことは明らかであるとしながらも、納税者としてはなんら正義に反することではないとしている。

そして、最高裁も、「0社は、A社の唯一の株主であったというのであるから、第三者割当により同社の新株の発行を行うかどうか、だれに対してどのような条件で新株発行を行うかを自由に決定することができる立場にあり、著しく有利な価額による第三者割当増資を同社に行わせることによって、そ

の保有する同社株式に表章された同社の資産価値を、同株式から切り離して、対価を得ることなく第三者に移転させることができたものということができる。…以上によれば、0社の保有するA社株式に表章された同社の資産価値については、0社が支配し、処分することができる利益として明確に認めることができるところ、0社は、このような利益を、B社との合意に基づいて同社に移転したというべきである。したがって、この資産価値の移転は、0社の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、0社において意図し、かつ、B社において了解したところが実現したものであるから、法人税法22条2項にいう取引に当たるといえるべきである。」と判示したが、資産価値を算定するためにA社が保有している株式の評価方法については見直す必要があるとして差し戻した。

2 検 討

本件増資の行われた理由については、A社が保有株式をそのまま譲渡すると圧縮記帳に係る巨額を含み益が実現し、A社株式を全て保有している0社にタックス・ヘイブン対策税制の課税がなされることから、0社の持株割合を下げるという法人税対策であったことが考えられる。しかし、将来の0社の実質的な同族株主の相続税負担を不当に軽減しようとしたものであるとも指摘されており⁽⁴²⁾、長期的な相続税対策でもあったと思われるのである。

ところで、本事件においては、私法上の契約を介在させない新旧株主間における資産価値の移転に関して、価値を喪失した株主側の課税上の扱いが問題となった。そして、課税の根拠として、法人税法22条2項の「取引」に当たるといえるかが争点となったのであるが、当該取引の意義については、簿記上の取引と考える説、社会通念とする説、広義の法律行為とする説などがあるところ⁽⁴³⁾、最高裁は、関係者が意図し、了解した資産価値の移転が実現した

(42) 水野忠恒「0ホールディング事件」『租税判例百選(第4版)』124頁(有斐閣、2005)。

(43) 作田隆史「第三者割当増資による株主間の持分の移転についての課税上の取扱いについて(0ホールディング事件)」税大ジャーナル4号115頁以下を参照。

場合には、「取引」に当たると判断している。すなわち、「取引」であるためには関係者間の「合意」の存在を必要としているのであるが、これは、通常の新株の有利発行の場合には旧株主に課税はなされないことから、経済的価値の喪失が単なる外的要因による場合、例えば、公開会社が第三者への有利発行を株主総会決議に基づいて行うような場合に、本項の適用を排除することによるものであると考えられる⁽⁴⁴⁾。また、取引の文言からは、社会通念上、「意思の合致」を前提としていることにもよろう。

なお、受贈会社については、有利発行に基づく払込により取得した株式の取得価額は、当該株式の払込期日における時価となることから、当該時価と払込金額との差額について法人税法 22 条により受贈益課税が行われるところである。

さて、本件においては、法形式上は、A 社が有利な価額で新株を発行し、これを B 社が引き受けて引受人として払込行為をすることにより、A 社の資産価値がその株主の 0 社から B 社に移転したものである。

一番は、0 社は B 社に何の行為もしておらず、また、資産価値の移転は株主決議ではなく増資の払込時点で生じているなどの理由により、課税処分は違法であるとした。

これに対して、二審は、0・B 社間における無償による「持分」の譲渡は法 22 条 2 項に規定する「無償による資産の譲渡又はその他の取引」に当たり、課税処分は適法であるとしたのである。

そして、最高裁は、資産価値の喪失及び取得が当事者間で合意されている場合には法人税法 22 条にいう「取引」に当たるとともに、株式に表章された資産価値を関係者の合意により株式から切り離して移転することができることも判示している。

すなわち、本件においては、A 社から B 社への額面部分（新株）の移転と、0 社から B 社への額面超過部分（資産価値）の移転との両方があったものと観念しているのである。これは、新株の発行者と資産価値の保有者とが異なる

(44) 瀧圭吾「0 ホールディング事件に関する理論的問題」租税法研究 32 号 42 頁。

ため、そう考えざるを得ないのであろう。また、それらの移転時期については特に明示されていないが、通常は資産価値は資産に内包されるものであるから、新株式の払込時と考えてよいのではなかろうか。しかし、資産価値と資産とを切り分けられるという考えは、従来の資産概念の見直しにつながるようにも思われるのである⁽⁴⁵⁾。

次に、最高裁判決の含意する課税問題について検討してみよう。

本事件を端的に言えば、関連会社同士で、一方がA社の持分の大半を失い、一方がそれを得たが、この効果の実現に際し、法形式上の贈与契約＝株券の所有権移転という契約形態は取らず、第三者割当増資を利用したものであるといえよう。もし、本件について課税が認められないとすれば、多額を含み益を有する会社の株式を子又は子の所有する会社等に割り当てることにより、相続税や贈与税、更には親に係る譲渡所得税を負担することなく次世代への資産移転が可能になり、相続税法に大きな抜け道が生じてしまうこととなることから⁽⁴⁶⁾、判決内容は妥当なものと考えられる。

更に、本事件と同様な事実前提において、法人株主（O社）の代わりに個人株主を置き換えて考えてみると、個人株主から法人（B社）へ資産価値（実現利益）の移転があったものとみなされることとなり、そして、その場合にはB社の個人株主に対して相続税法9条の規定により株式価額の増加によるみなし贈与課税がなされるものと思われるのである。そして、この結論は、同族会社が新株を発行するに当たり募集株式引受権を個人株主の親族に与えた場合には個人間の贈与があったものとして課税する取扱い（相基通9-4）とも平仄が取れていると考えられる。

また、新株発行ではなく、会社が所有する資産の処分に関してはどう考えるべきであろうか。会社資産の処分権限を有するのは会社の代表機関として

(45) 差戻後の東京高裁判決（平19.1.30）においては、更に「資産価値の移転は、・・・無償による資産の譲渡に当たる」旨述べている。しかし、資産価値＝資産と考えると、従来の資産概念の大きな変更を要することから、別途慎重な検討を要しよう。

(46) 川田・前掲注(40) 154頁。

の取締役であるが、株主決議を要する事項については支配株主にその処分権限があると考えられることから、同様の結論になるように思われるのである。この問題については、第4章で改めて検討することとしよう。

なお、訴訟当事者は主張していないことから本件では特に問題はないと思われるのであるが、川端康之教授が指摘されるように、国際私法の通説では、法人法は設立法に従うものとされていることから、オランダ法により設立された外国法人であるA社及びB社の行為の法的評価を行うためには、当該外国法からの検討も必要であるように思われるのである⁽⁴⁷⁾。

(47) 川端康之「最近の最高裁租税判例について」国際税務 26 卷 9 号 46 頁。

第3章 資産保有としての会社制度

第1節 財産管理と法人

経済発展に伴い蓄積が進む私的財産については、所有と管理との分離が進展するとともに、私法上も、様々な管理手法が必要とされるに至っている。そして、この財産管理に関する法技術としては、「法人(社団、財団を問わない)、権利能力なき社団・財団、信託、代理、授権、非権利者の処分に対する権利者の追認、委任、事務管理、組合等」⁽⁴⁸⁾が挙げられるところである。

これらのうち、法人とは、自然人以外で権利義務の主体とされるものをいい、一定の目的の下に結合した人の集団又は財産について法人格が与えられたものであるが、その結果、法人はその目的の範囲内で個人等から抛棄され法人に属することとなった財産の管理を行うことができることとなるのである。そして、法人の中でも、経済的機能の上からは、所有者(株主)と経営者(取締役)との法的分離がされ、株主の有限責任という特徴を持つ株式会社が特に重要な働きをしている。

ところで、株式会社とは、多数の者からの出資を結合することにより大規模な事業を行うための共同事業形態の典型的なものである⁽⁴⁹⁾。すなわち、本来的には、投資手段としての存在であるといえよう。わが国においては、株式会社の設立に当たっては定款を作成して事業目的を定めることとされているが、事業目的には営利性・適法性を除けば特に制限はないことから⁽⁵⁰⁾、資産保有を目的とした会社の設立も可能であるし、また、会社法には最低資本金や株主数の制約もないことから、いわゆる一人会社の設立も可能である。ここで、一人会社とは、株主が1人である会社をいうが、広義では数人の株主がいても、その1人が大部分の株式を所有し、他の株主は藁人形にすぎない会社を指すことも

(48) 米倉明『ブレップ民法(第4版)』194頁(弘文堂、2005)。

(49) 神田秀樹『会社法(第8版)』1頁(弘文堂、2006)。

(50) 江頭憲治郎『株式会社法』64頁(有斐閣、2006)。

ある。

この一人会社には二つの類型がある。一つは法人成りしたような株主が個人の小規模会社で、本来無限責任である個人企業の責任限定の手段として用いられるものと、もう一つは分社や企業分割による株主が大企業の完全子会社で、企業支配の手段として用いられるものであるが、資産保有という観点からは前者が重要である。

このように、財産の所有関係からみた場合、株式会社は、株主が法人としての会社を所有し、その法人としての会社が会社資産を所有するという「二重の所有関係」によって構成されているといえよう。ここでは、ヒトである株主とモノである会社資産との関係は、モノとヒトの役割を同時に果たしている会社を中間項とした間接的なものであるといえることができる⁽⁵¹⁾。

そして、株主の会社に対する法律上の権利は、均等に細分化された割合的持分としての株式により表章されるが、その内容としては、配当請求権や残余財産分配請求権等の会社から直接に経済的利益を受けることができる自益権と、総会議決権等の会社経営に参与したり取締役等の行為を監督是正することのできる他益権とに分けることができる⁽⁵²⁾。したがって、会社内に利益が留保されると、残余財産分配請求権等に影響を与えることとなることから、株式価値の値上りを生ずることとなるといえよう。

法人による財産管理の問題に関係して、コーイング⁽⁵³⁾は、外国為替上の規定又は国際紛争より生ずる危険を回避するために、外国において財産を確保する手段として、管理信託と従属的法人とが同一の機能を営んでいる旨を指摘している⁽⁵⁴⁾。ここで、管理信託とは、腹心の者に財産権を委ねる信託であり、従属的法人とは、法的には独立しているが経済的には従属している法人をいうの

(51) 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』57～58頁（平凡社、2003）。

(52) 江頭・前掲注（50）122頁。

(53) ヘルムート・コーイング（1912～2000）はドイツの法制史家、法哲学者である。

(54) 以下の記述は、新井誠『財産管理制度と民法・信託法』4～9頁（有斐閣、1990）による。

である。

例えば、ある者が自らは姿を現すことなくスイスのような中立国に資本を投資しようとするときに、信託契約を銀行等と締結し、資金を委ね、委託財産を自分のために管理するように義務付けることができる。また、同一の目的を實現するために、スイスに住所を有する会社を設立し、この会社に当該財産を委ねるようにすることもできる。委ねられた財産は会社の財産となるが、当該財産が出資者のために保有され、管理されるということは、出資者が会社を支配することによってなされる。このように、財産権を外国に持ち出すことによって財産を確保するという目的のためには、信託による方式と外国において法人を設立するという方式とが共存しているのである。

ところで、法人による管理に当たっては、当該法人を支配することがキーポイントとなるが、これは、出資の単独所有や会社の出資者の支配を確保するための定款等に基づいて作り出されるのである。

このように、法律上は法人設立者が財産を法人に移転しているのであるが、経済的・実質的には財産は法人設立者に帰属しており、形式的には管理権のみが法人に譲渡されている。すなわち、従属的法人においては財産の経済的・実質的な所有とその形式的な管理とは分裂しており、従属的法人の設立はまさに財産の管理を目的としているということができよう。

以上述べてきたように、法人にはヒトとしての側面とモノ（株主の所有物）としての側面とがある。そして、法人に対する課税を考えるに当たっては、その両面性を考慮することが重要ではないかと思われるのである。

第2節 所得税法等における特則規定

所得税法等においては、会社が所有する資産を株主の所有資産と同視して課税する規定こそないものの、個人株主が行った会社株式の譲渡に関して、実質的には当該会社が所有する資産の譲渡として課税する個別規定が存在する。

1 所得税

土地等の短期譲渡所得について規定する租税特別措置法 32 条 2 項は、法人の有する資産の価額の総額のうちに占める短期保有土地等の価額の合計額の割合が 70%以上である法人の株式等の譲渡については、当該法人の個人株主に係る土地等の譲渡として課税することを規定している。

これは、かつて短期保有土地等の譲渡に対して重課されていたときに、土地等を株式に化体させ、株式の譲渡という形で、実質的な土地の譲渡を行う場合があった。これについては、資産の大部分が土地であるような会社の株式は、いわば土地の塊であり、実態的には土地の譲渡と見ることができることから、主に租税回避行為を防止する見地から実質的に土地の譲渡と見て重課対象行為とすることによるものである⁽⁵⁵⁾。

また、現在は廃止されたが、かつて有価証券の譲渡が非課税とされていた昭和 63 年までは、資産を現物出資して株式に代えて、その株式を譲渡することにより実質的に資産の譲渡の目的を達し、その譲渡所得を免れることが行われていた。そこで、譲渡の年以前 3 年内のいずれかにおいて、当該譲渡者等が株式等の 50%以上を保有するなどの要件を満たす株式を譲渡した場合には、事業等の譲渡に類似するものとして課税されていたのである⁽⁵⁶⁾。

このように、もっぱら租税回避行為に対応するため、実質的には個人株主が会社資産を保有しているものとして課税する個別否認規定が場合により設けられていたのである。

2 法人税

平成 18 年の税制改正において、特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不参入制度という注目すべき制度が創設された（法法 35）。これは、役員給与については法人段階で損金算入できる一方、個人段階では給与所得控除を受けられるところ、オーナー役員による実質的な支配度合いが強い一人会

(55) 国税庁『昭和 48 年改正税法のすべて』119～120 頁。

(56) 大蔵財務協会『昭和 36 年度改正税法総解』94 頁。

社においては、当該役員が自らの役員給与の決定権を有しており課税所得の操作に利用される可能性が大きいことから、個人事業者との課税上の公平を図るために、同族会社のうち業務主宰役員等が発行済株式総数の90%以上を有している場合に役員給与の損金算入を認めないこととされたものである⁽⁵⁷⁾。

これは、会社法における一人会社の全面的解禁や最低資本金額の撤廃等により、法人設立が容易になり、個人事業者が租税回避を目的として法人形態を選択する法人成りが増加するおそれがあることから、制定されたものである。この規定は、個人資産の法人資産への化体による税負担の回避を直接に防止するためのものではないが、一人会社を利用した税負担の回避を防止するという意味では、リーディング的な立法措置であるといえよう。

また、同族会社の判定においても、会社法により様々な種類株式の発行が可能となり、議決権制限株式を利用して持株数では少数となる者が実質的に会社を支配するという同族会社逃れも想定されることから、ヒト、モノ及びカネの支配に関する議決権に着目し、実質的な議決権により判定することに改正された。

具体的には、ヒトの支配については役員の選任・解任、モノの支配については事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資、カネについては役員報酬・賞与や剰余金や利益の配当に関する議決権である（法法20）。

従来、会社に対する支配力の具体的内容については明記したものはなく、今後当該規定がその判断基準となるのではないかと考えられる。

第3節 アメリカの法制

次に、わが国の戦後の税制に多大な影響を与えたアメリカにおいては、資産の移転等に対してどのような課税が行われているのだろうか。

(57) 国税庁『平成18年税制改正の解説』332頁。

アメリカの連邦遺産税は、被相続人の遺産全体を課税物件とする遺産課税方式を採用しているが、憲法との関係から、「資産の取得」に対する直接税ではなく、「資産の移転」に対する流通消費税であるとされている。そして、この遺産税の補完税として、贈与者を納税義務者とする連邦贈与税が存在している⁽⁵⁸⁾。

ところで、内国歳入法典 2501 条 (a) (1) は、「贈与による財産の移転」を贈与税の課税対象としているが、「移転が信託その他によるものでも、贈与が直接のものでも間接のものでも、財産が不動産でも動産でも、有形でも無形でも」課税されるものとしている (2511 条 (a))。なお、課税される移転であるためには財産の移転でなければならないが、役務の提供では課税されないことについてはわが国と同様である。そして、移転については完了していることを要するものとされるが、これは財産に対する支配権の喪失を意味するものと解されており、移転者が移転の撤回権を保留している場合には移転は完了しないものとされている。しかし、ここで注意すべきは、被相続人が、生前に移転した財産について、一定の利益や権限を保留しているときには、当該移転に係る贈与税課税の有無とは関係なく、当該財産を被相続人の総遺産に含める規定があるということである。すなわち、例えば、ある財産を信託へ移転しながら、その財産から生じる所得の受領権やその財産の使用権を保留しているような場合及び被支配法人の株式を信託に移転したが議決権を保留しているような場合には、それらの財産は被相続人の遺産に含まれて連邦遺産税の対象となるのである (2036 条 (a), (b))。これは、生前の贈与による財産処分といえども、実質的に遺贈に近いものについては遺産税の課税対象とするためとされている。

また、わが国の低額譲渡に対するみなし贈与課税に対応する規定として、「財産が、金銭又は金銭の価値において相当かつ十分とはいえない対価によって移転された場合には、その対価の価値を超えるその財産の価値の金額が、

(58) 以下の記述は、渋谷雅弘「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価(1)」法学協会雑誌 110 巻 9 号 107～116 頁による。

贈与とみなされる。」旨規定する 2512 条(b)も存在する。

しかし、特筆すべきは、移転の意義について間接的移転も含まれるなど非常に広く捉えていることであり、財務省規則 25.2511-1(h)(1)は、法人から個人への贈与は、法人の株主からの贈与となり、個人から法人への贈与は、慈善団体や公共団体のような単一体への贈与を除いて、法人の個人株主への贈与となることを規定している。これは、法人を利用した家族間の資産移転に網をかけるためとされている。

しかし、株主の限られた小規模会社であればともかく、大規模な公開会社についてはこの原則が通るわけではないようである。この点に関して、ヴィックリーが「原則としては、法人に対する贈与は、法人に対するそれぞれの持分に応じて株主に行う贈与であるが、これによって税額を計算することは、高度の同族法人の場合を除いては、ほとんど不可能であろう。この種の移転が、何か社会的に望ましい目的を達成するのに必須であることは、特に広く株式が保有されている法人の場合には、ほとんどないから、こうした移転に対して差別を加えないようにすることが、肝要というわけではないであろう。法人の持分の大部分が僅かの個人所有者にあることが判明するときには、贈与をこれらの者に配分して、これによって課税することができようが、また、判明しない又は群小の株主に配分される贈与は、かなり高い同一税率の課税を受けることとなるかも知れない。いずれにせよ、これは、扱うのに厄介な種類の移転であるが、幸なことには、そう数多いとは思われない。勿論、持分に応じて全株主の行う贈与は、賦課金の性質が強いもので、承継税を課すべき贈与的な移転とならないであろう⁽⁵⁹⁾。」と述べているところである。

次に、法人税に関しては、事業の遂行上法人形態を選択する必要性のないことが明白な閉鎖的法人（人的保有会社）に対して、通常の法人所得税に加えて人的保有会社税が課税されることが挙げられよう⁽⁶⁰⁾。これは、富裕層が

(59) ウィリアム・ヴィックリー（塩崎潤訳）『累進課税の指針(第10回)』財政21巻2号52頁。

(60) 水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造』261頁（有斐閣、1988）。

本人名義で直接に資産を所有するのではなく、法人という器に資産を移転して間接的に所有することで、資産から生じる所得に係る課税の軽減を図ることを規制するために設けられたもので、5人以下の個人株主により50%超の株式が所有され、キャピタル・ゲイン以外の通常総所得の60%以上が配当、利子等の人的保有会社所得よりなる法人を対象として、留保所得に対して50%の課税を行うこととされている⁽⁶¹⁾。

このように、税負担を軽減するために会社を利用しているものの、実質的に株主が支配していると認められる場合には、当該株主に対して追加的な課税がされるのである。

また、組織再編に絡んだ会社資産の移転に係る租税回避行為についての判決として、有名なグレゴリー事件がある⁽⁶²⁾。

これは、ある個人がA社の全株式を所有していたところ、同社の所有するB社株式が大幅に値上りした。しかし、A社がそれを譲渡すれば多額の法人税がかかるし、個人が無償移転を受けた後譲渡すると、無償移転の段階で時価相当額の配当があったものとして多額の所得税が課税されることとなる。そこで、租税負担の回避を図るため、B社株の全部を数日前に設立されたC社に移転するとともに、A社を通じてC社の全株式を個人に発行することとした。そして、C社は何らの事業を行うこともなく、数日後に解散し、その唯一の資産であるB社株の全部を個人に分配したのである。当時の歳入法においては、法人の組織再編に伴い株主が取得した株式については、取得の時点で課税がなされず、また、当該株式の所有期間には、A社株の所有期間も加算されることとなっていたことから、B社株の個人による譲渡は長期譲渡所得に該当して、キャピタルゲイン課税が軽減されることとなった。

これに対して、連邦最高裁判所は、法律が許容している手段によって納税者がその税負担を軽減する権利を認めつつも、本件一連の行為の目的と成果は事業を再組織することではなく、本件株式を個人に移転することにあり、

(61) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法(第3版)』382頁(中央経済社、2005)。

(62) 以下の記述は、金子・前掲注(13)21~24頁による。

形の上では組織変更に該当するとしても、租税回避のみを目的とするもので、事業目的を持っていないことを理由に、それは立法者の予定している組織変更には当たらず、したがって非課税規定の適用は受け得ないとしたのである。

このように、ある規定の解釈に当たって立法趣旨を読み込んで限定的解釈を行い、結果として租税回避行為を否認するという考えは傾聴すべきものがあると思われる。

第4章 資産価値の移転に係る課税の検討

第1節 みなし贈与課税

1 利益の意義

贈与税は、相続税の補完税として、贈与により無償で取得した財産の価額を対象として課される税であるが、その課税原因を贈与という法律行為に限定した場合には、無償や時価より著しく低い価額の対価で財産や経済的利益の移転を図ることによって贈与税の軽減を図ることができることから、租税負担の公平のために、相続税法はみなし贈与財産の規定を設けている。具体的には、信託受益権(4条)、生命保険金(5条)、定期金(6条)、低額譲受による利益(7条)、債務免除益(8条)及びその他の利益(9条)の財産等であるが、本稿で検討するその他の利益については、次のように規定されている。

「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額(対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額)を当該利益を受けさせた者から贈与(当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。」

ところで、ここに規定されている「利益」の意義については、おおむね利益を受けた者の財産が増加した場合又は債務が減少した場合をいい、役務提供は含まれないものとされている(相基通9-1)。すなわち、財産的利益に限定されているのであるが、これは贈与税が本来は財産の取得に対して課税されるものであることによるものであろう。

これに対して、所得税法36条に規定する収入金額とされる「経済的利益」については、有利な条件による金銭又は不動産等の貸付け、債務の免除、相続・贈与等を受けた場合の利益及び所有財産の値上り益等の内部利益などを含む極めて広い概念であるとされており⁽⁶³⁾、また、所得税法基本通達36-

(63) 注解所得税法研究会編『注解所得税法(4訂版)』856頁(大蔵財務協会、2005)。

15(経済的利益)において例示されているように、資産を無償又は低額で譲り受けた場合の時価相当額との差額や用益の提供をも含むものとされているのである。

また、法人税法においても、同法 34 条等の役員給与等とされる「経済的利益」の例示として、法人税基本通達 9-2-10 (債務の免除による利益その他の経済的な利益) は資産の贈与や用益の提供等を掲げている。また、同法 37 条は、低額による資産や経済的利益の譲渡等があった場合には寄附金と扱う旨規定しているが、この経済的利益の意義については、サービスの提供であるとされている⁽⁶⁴⁾。

したがって、所得税法等における「経済的利益」は、財産的利益に限定されず用益の提供をも含むという意味で、相続税法の「利益」より広い観念であるということがいえるが、前述したように、所得税法等において課税所得とされるためには所得税法 36 条や法人税法 22 条による実現主義からの絞りがあることから、課税対象となる経済的利益は原則として実現されたものに限られているといえるのである。これに対して、相続税法 9 条の「利益」には所得税法 36 条等のような実現主義からの絞りの規定がないことから、未実現利益も含まれるということがいえよう。また、このことは、贈与により取得した財産の意義については、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものとされ、法 22 条が当該財産の価額は時価によるものとされているところ、財産的利益の価額についても同様に評価されるべきであると解されることから明らかであるように思われるのである。

なお、本条は、利益の授受に当たり対価の支払がある場合には、利益の時価から当該対価を控除した価額が著しく低い場合に課税されるものとされているが、この場合の「著しく低い」の判定に当たっては、「当該財産の譲受の事情、当該譲受の対価、当該譲受に係る財産の市場価額、当該財産の相続税評価額などを勘案して社会通念に従い判断すべきもの」⁽⁶⁵⁾とされており、みな

(64) 武田・前掲注(23) 2682 頁。

(65) 東京高判昭 58. 4. 19 税資 130 号 62 頁。本件は、相続税法 7 条の低額譲受に関して

し譲渡課税における時価の2分の1未満というような基準はない。

ところで、本条の「その他の利益」というような概括条項は、様々な租税回避行為への対応規定となる反面、租税法律主義に反するという批判もなされうところである⁽⁶⁶⁾。しかしながら、税法の対象とする社会経済上の事象は千差万別であり、その態様も日々生成、発展、変化している事情の下では、それらの一切を法律により一義的に規定しつくすことは困難であるから、税負担の公平を図るためには、このような規定もやむをえないというべきであろう。そして、東京高裁平成9年6月11日判決も「法律的には贈与によって取得したもとはいえないが、その様な法律関係の形式とは別に、実質的にみて、贈与を受けたのと同様の経済的利益を享受している事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した経済的利益を贈与によって取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものである。」と判示しているように、租税回避行為の防止については認められているところでもある。

しかしながら、条文上は、「税負担を不当に減少させる」といった租税回避に限定するための文言は含まれていないのであるから、その適用範囲は広いものがある。更に、そもそも、贈与税は生前贈与による相続税の回避を防止するために設けられたと言われるのであるが、贈与税に係る諸規定の条文上は、財産や利益の授受を行う者間に親族関係は必要とされていないのである。もっとも親族関係の定めがないことについては、贈与時点では相続予定者ではないが、その後養子縁組をすることにより相続予定者となることもあることを考慮してのものとも考えられるのであるが、そうであるとするならば、贈与税の諸規定は、相続税の補完税というよりは、それとは別個の、受贈財産・利益に対する固有税としての色彩が強いように思われるのである⁽⁶⁷⁾。そうであれば、9条のみなし贈与課税の位置づけとしては、包括的所得概念

の判示であるが、9条においても同義に解されている。

(66) 北野弘久編『コンメンタール相続税法』79頁（勁草書房、1974）。

(67) 岩崎・前掲注(10) 191頁。

に基づき、経済的利益の増加という担税力に対して課税されるものということがいえるのではないだろうか。

2 相基通 9-2

同族会社の株式の含み益を通じて、個人間における資産価値の移転を図る行為に対して、贈与税を課税する取扱いがある。これは、同族会社は、取締役会の決議や株主総会の特別決議等の会社意思の決定が代表者等の特定少数者の意思で動かされてしまう可能性が強く、いわば個人類似のものといって差し支えないことから、会社を間に挟んだ贈与税の租税回避を防止するために設けられたものである。

すなわち、相基通 9-2 は、同族会社の株式等の価額が会社に対する財産の贈与や著しい低額譲渡等により増加したときにおいては、その株主等がその株式等の価額のうち増加した部分に相当する金額を、財産の贈与者や譲渡者等から贈与によって取得したものと取り扱う旨定めている。これは、個人からの同族会社に対する財産の贈与等により、それだけ会社の含み資産は増加して株式等の価額が値上りし、その株主等が利益を受けることになるからである。また、会社財産の贈与等により会社に対して法人税等が課税される場合には、贈与税の課税対象となる株式等の価額の増加部分の額は、その法人税等の控除後の金額とされる。

この取扱いに対しては、低額現物出資等の資本等取引については妥当するが、贈与や低額譲渡等の損益取引については、所有株式に評価益が生じたにすぎないのであるから合理性を欠くという批判がある⁽⁶⁸⁾。すなわち、低額現物出資では、他の現金出資者に対し含み益の移動が生ずるから、現物出資者から現金出資者への贈与があったものとみなすことには問題がないが、財産の贈与等の場合は、提供を受けた会社に受贈益を生じるにすぎず、会社資産の増加により株式価値が増加しても、それは単に反射的效果にすぎず、評価

(68) 山田熙「法人への贈与等と株主へのみなし贈与—相基通 9-2 の検討—」税務事例研究第 27 号 77 頁以下。

益でしかない。そして、この評価益は、所有していた土地が何らかの理由で値上りした場合と同様に、財産の贈与等をした個人から株主に対して与えたものとはいえないというのである。しかし、前述したように、9条は、個人間において利益を受ける・受けさせるという関係がある限り、みなし贈与として課税する規定であり、この関係が認められる限り株式価値の増加の原因として資本取引と損益取引を区別する意味はないし、また、当該利益から評価益を除く理由はないのであるから、批判は当たらないように思われるのである。

なお、この取扱いについて争われた事件として大阪地裁昭和53年5月11日判決がある。これは、支配株主がその保有する非上場株式を低額で関係の同族会社に譲渡したことに對して、当該同族会社には受贈益として法人税が、また当該同族会社の株主に対して贈与税が課税された処分の適否を争うものであった。裁判所は、「原告会社が本件株式を時価に比し低い価額で譲受けた結果、譲受価額と時価との差額に相当する金額が原告会社のかくれた資産となり、同社の純資産額が増加したこと、原告会社の株式は純資産増加分だけ価値を増し、従って原告会社の株主は株式の持分数に応じその保有する株式が価値を増したことによる財産上の利益を享受した」ことから、原告株主に贈与があったものとみなすのが相当であると判示したところである⁽⁶⁹⁾。

ところで、財産の贈与等により、会社の含み資産が増加し、株式等の価額が増加するのは、非同族会社についても生じうることであるが、なぜ同族会社に限って9条を適用することとしているのであろうか。これについては、通達制定者が、「利益を受けさせることについての積極的な行為を判定することが必要であることから同族会社の場合に限定しているものであろう。すなわち、…法64条の規定を前提としているものである⁽⁷⁰⁾」と述べているとおり、個人株主に対する利益の授受がなされたと認定するためには同族会社の

(69) なお、裁判例では法7条の適用を示しているが、9条が妥当ではないかと思われる。大阪地判昭53.5.11行集29巻5号943頁。

(70) 香取・前掲注(17)169頁。

行為計算否認規定を前提とする必要性があることによるものであろう。

そして、この取扱いの延長上に、資産の法人間移転における贈与税課税の問題が考えられるのであるが、ここで、贈与税は個人から個人に財産等が移転した場合に課される租税であることと9条に「当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。」と規定されていることを考慮すると、会社間の資産譲渡に関して、当該会社とは別人格の個人株主が当該利益の贈与等を行ったと認められる条件とは何かが重要な問題となるのである。そして、それは、結局、当該株主の株主総会における承認ではないかと考えられるのである。

この点に関して、会社法は、会社資産の移転に関し株主総会の特別決議(309②)を要する場合として次のものを挙げている。

① 事業譲渡 (467①一、二)

①事業の全部の譲渡と②事業の重要な一部（資産の帳簿価額が総資産額の5分の1以上）の譲渡とがあるが、通説によれば「有機的一体性を有する機能的・組織的財産の譲渡」であると解されている。

② 会社分割 (757、763)

会社分割の対象となるのは「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」であるが、それは上記の事業譲渡よりは広い概念で、有機的一体性を有しない財産でも該当するものと解されている。

また、「事業譲渡」に至らない「重要な財産の処分」については、取締役会設置会社にあつては取締役会の決議事項となっている(362④一)。このように、いくら含み益があつたとしても、単に土地等の特定財産のみを譲渡する場合には、株主総会の承認は必要とされていないことから、9条の適用は困難ではないかと思われるのである。

3 相基通 9-4

相続税法基本通達 9-4 は、同族会社が新株の発行をする場合において、募集株式引受権の全部又は一部が当該同族会社の株主の親族等に与えられ、

新株を取得したときは、原則として、当該株主の親族等が募集株式引受権を贈与によって取得したものであるとして取り扱われる旨定めている。株式の発行は法人の行為として行われるものであるが、同族会社は株主が少数でしかも特定の同族グループで支配されていることから、特別決議による承認を得ること等が容易である。そこで、同族会社の場合にあっては、この株式の発行は法人の行為として行われるものであるが、旧株主と新株主とが親族等の関係にあるときは、その含み益の移転について、個人間の贈与があったものとして取り扱うのである。ただし、募集株式引受権の利益が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となる場合は除かれている。

この募集株式引受権に関しても、その発行に当たっては株主総会の特別決議によることとされており（会社法 309②五）、株主の承認という行為が必要となることから、9条の適用に問題がないように考えられる。

第2節 会社資産の帰属判定

1 法人格否認の法理

(1) 一人会社

法人とその社員(株主)とは、法律上は別個独立の人格であるが、わが国においては租税対策のために設立され、実態も個人企業と異ならない法人も多い。また、会社法上も、一人会社が認められていることから、代表者と会社とが同視されるそれらの会社に法人としての属性を認めると、時に正義・公平に反する場合を生ずる。そこで、法人格を全面的に否定するのではなく、問題となっている法律関係に限って会社とその社員とを同一視し、法人格がないのと同様の法的扱いをすることが考えられ、これを法人格の否認という。

この法理は、最高裁が昭和44年2月27日判決において、法人格の濫用と法人格の形骸化の場合には法人格が否認されると判示して以来確立されたが、ここで、法人格の濫用とは、会社が社員の意のままに支配され、か

つ支配者に違法又は不当の目的があることに加え、法人格を利用して法や契約上の義務を回避したり、債権者を詐害するような場合である。これに対し、法人格の形骸化とは、単に株主が会社を完全に支配しているだけで法人格が否認されるとすれば、わが国の大部分の会社が該当しかねないことから、完全な支配に加えて、会社と社員の間の財産の混同、取引・業務活動の混同、明確な会計区分の欠如、会社法の定める手続規定の違反等が要件とされている。

そして、法人格否認の法理が問題となる典型として一人会社、その中でも、法人成りしたような株主が個人の小規模会社であり、租税回避のためにいわばダミーとして利用されているケースである。しかし、会社法でその成立・存続が認められている以上、法人格を否認するには相応の理由が必要である。

(2) 租税法への適用

法人格否認の法理の租税法への適用については、神戸地裁平成8年2月21日判決のように徴収事件に関して認められた裁判例が存在する。この事件は、滞納会社の債務の逸脱を目的としてなされた原告会社の設立は法人格の濫用であり、原告会社は滞納会社の国税支払債務につき滞納会社と並んで責任を負わなければならないから、滞納会社に対する国税徴収のため原告会社が有していた債権を差し押えた処分は適法であるとされたものである。法人格否認の法理は、もともと会社あるいはこれを支配している個人とその債権者間の紛争解決手段として用いられるものであり、私法分野に属するものであるから、公法分野においても適用できるかについては問題となるところである。本判決は、滞納者の財産を差し押さえた国の地位は、民事執行法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権の実現、すなわちその執行については、特別の規定のない限り、私債権と区別する理由はなく、また、法人格否認の法理は、権利濫用法理や信義則、禁反言の原則等一般条項に基づくものであって、租税法律主義にいう「法律」に内在するものといえるから、租税債権の執行において

も適用が認められるとしたものである。本件においては、第二次納税義務の適用によって対応することも可能であったと思われるが、緊急性や密行性を要求される差押処分にあつては、その帰属を誤ったことにつき、やむを得ない事情が存する場合には、法人格否認の法理を適用することも許されると解されたのであろう。

しかし、課税事件に関して明確に述べたものはまだ存在しない。学説は、租税法主義の観点から、あえて援用しなくとも、実質所得者課税の原則や同族会社の行為・計算否認規定等を適用することにより、対応すべきであるとの反対意見が強い⁽⁷¹⁾。

ところで、相続税法においては、所得税法や法人税法のように実質所得者課税の原則は条文上規定されていないのであるが、これは、相続税や贈与税においては、所得税や法人税のように所得と財産の帰属の分離という問題が起こることはない上に、財産の帰属そのものが直接的に課税要件となることから、条文上ことさら規定されていないことによるものと思われる。そうであるとする、贈与税においては、実質所得者（所有者）課税の原則とは事実認定の問題に帰着してしまうことになるのではないだろうか。

なお、この点については、今井文雄弁護士が、課税物件と納税者との連結として、課税物件の帰属の問題があるところ、所得税法や法人税法においては、所得や収益の帰属という条項があるが、相続税法においてはみられないのは、課税物件と納税義務者が原則として一致しているためであつて、外観（形式）と実質とが異なる特殊な場合には連結の問題が生じることとなると指摘されているところでもある⁽⁷²⁾。

(71) 金子・前掲注(6) 151頁、岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法』60頁（弘文堂、2004）等。

(72) 金子宏他編『租税法講座－第2巻租税実体法－』37頁（帝国地方行政学会、1973）。

2 同族会社の行為・計算否認

租税回避とは、一般的に、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除する⁽⁷³⁾」ものと観念されている。そして、この租税回避を否認するためには、個別否認規定があればそれによるが、無い場合には、実質主義ないしは私法上の法律構成⁽⁷⁴⁾による否認が考えられるのである。

そして、相続税法においては、租税回避の防止のために、同族会社の行為計算否認規定以外にも、みなし贈与課税等が規定されている。また、贈与税のような財産課税においては、財産の価額の算定が重要となるところ、法22条は時価によることのみを定め、特段の具体的な規定を設けていないことから、国税庁は財産評価基本通達により一律的な評価方法を定めているのであるが、それが著しく不適當な場合には、6項により例外的な評価方法が可能となっている。このように、租税回避への様々な対応規定があることから、行為計算否認規定を適用しなければならない事例は限定されるものといえよう。実際、法人税等の場合に比して、相続税等の行為計算否認規定が適用された事例は少ないのである。

ところで、同族会社の行為・計算の否認とは、同族会社又はその関係者の贈与税等の租税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われた場合には、租税負担の公平を維持するために、それを否認して正常な行為や計算に引き直して更正又は決定を行う権限を税務署長に認めるものであり（相法64）、その適用に当たっては、経済的合理性を欠いた行為又は計算の結果として税負担が減少すれば十分であって、租税回避の意図ないし税負担を減少さ

(73) 金子・前掲注(6) 107頁。

(74) 今村隆「租税回避行為の否認と契約解釈(1)～(4)」税理 42 卷 14 号～43 卷 3 号を参照。

せる意図が存在することは必要ではないと解されている⁽⁷⁵⁾。

これは、同族会社が、比較的利害を同一にしている少数の株主によって支配される会社であることから、それらの者の意思によって会社の行為・計算を自由にすることが容易であり、会社と個人を通じて租税負担を不当に軽減することが可能であることによるものである。

この規定の適用要件としては、①同族会社の行為又は計算であること、②これを容認した場合にはその株主等の贈与税等の負担を減少させる結果となること、③当該贈与税の減少は不当と評価されるものであることである。

不当に減少させるの意義について、裁判例には、同族会社なるが故に容易になし得る行為・計算が当たるとする同族・非同族対比基準と純経済人の行為として不合理・不自然な行為・計算が当たるとする合理性基準とがある。しかし、非同族会社といっても同族会社に近いものからそうでないものまで種々のものがあることから、何が同族会社であるが故に容易になし得るかを判断することは困難であって、合理性基準により判断するのが相当であろう。最近の裁判例もそのように解するものが多数である⁽⁷⁶⁾。

ところで、この規定によって否認が認められるためには、取引当事者のいずれかに同族会社に関係し、同族会社の行為(単独行為でも契約でもよいが)であることが必要である。

そうすると、この規定が適用されうる資産移転の類型としては、個人・法人間、法人・個人間、法人・法人間の3形態が考えられよう。しかし、この規定は行為の引き直し規定であるから、個人・法人間の場合には個人から個人株主へ直接的に資産の贈与があったものとして贈与税が課税されることとなるし、法人・個人間の場合には個人株主から個人へ贈与があったものとされようが、法人・法人間の場合には当該移転はなかったものとみなされて、法人資産は引き続き贈与会社の個人株主が株式を介して保有し、同人の相続

(75) 金子・前掲注(6) 372～374頁。

(76) 今村隆＝小尾仁＝脇博人＝有賀文宣『課税訴訟の理論と実務』273～274頁(税務経理協会、1998)。

時に相続税課税がなされることとなるにすぎないように思われる。したがって、法人・法人間における資産の移転を前提として、受贈会社の個人株主に對する課税を考えようとする本研究の場合には、本規定の適用を検討する必要性は薄いものと考えられるのである。

第3節 結論—租税回避行為への対応

相続税や贈与税は、租税回避のための準備時間が十分ある上、会計士や弁護士等への高額な報酬を支払いうる資産家に税負担が集中していることから、租税回避が行われる可能性が比較的高い税目であると考えられている⁽⁷⁷⁾。また、現代社会においては、特許権等の無体財産権や土地等といった重要な資産は株式会社が保有していることが多いが、会社法の制定により資本金や株主数の制約がなくなったことから、それら株式会社の設立は一層容易なものになっている。したがって、資産承継の観点からは、自己の支配する同族会社間における資産移転を利用して、当該同族会社の株式価値の移転による租税回避行為が行われる可能性が認められるのである。

ところで、資産承継の方法には相続と贈与とがあるが、相続は被相続人の死亡という偶発的な事由に基づき包括的に財産を承継するものであり、その時期や財産の選択は非常に困難であるのに反して、贈与は契約であって当事者の意思により移転財産の時期や範囲の最適化を図ることが容易にできることから、租税回避に利用されやすいものと思われる。また、経済のグローバル化に伴って、財産の国際化や高度化が進行しているが、国際課税の分野においては、課税主権や海外調査の制約等があることから、財産移転時での課税が重要となると思われるのである。したがって、贈与に対する課税については、もっと研究される必要があろう。

なお、これに関して、税制調査会は、以下のような指摘を行っているところである。

(77) 国枝繁樹「相続税・贈与税の理論」フィナンシャル・レビュー65号117頁。

「平成 10 年に実施された外国為替管理法の抜本的改正など最近における資金移動の自由化の進展などにより、個人の今後の資産保有形態は、例えば生活の本拠は国内に置きつつ、経済活動や資産管理の拠点は国外に置くというように、一層多様化していくことが予想される。同時に、経済活動のグローバル化等に伴い、生活の拠点すら国外に移す者も稀ではなくなってきている。平成 12 年度の税制改正において、国外に住所を有する一定の者への相続・贈与につき国外財産も課税の対象とする措置が講じられた。

しかし、今後とも国際化や財産運用手段の多様化などを通じて、様々な形態の租税回避手法が出現してくることが予想される。したがって、引き続き、税制・執行の両面を通じて、適正・公平な課税の確保が図られるよう、経済社会状況の変化に即応した検討と対応が必要である⁽⁷⁸⁾。」

ところで、相続税法は、法人を利用した租税回避行為を防止するために、公益法人や公益事業を行う法人に対する贈与や遺贈で、贈与者等の特別関係者の贈与税等の負担が不当に減少する場合（66 条 4 項）や施設利用・残余財産帰属等の面において特別の利益を特別関係者以外の者に与える場合（65 条）には、それらの者に対して贈与税を課税することとしている。また、自己の財産を自己の管理下にある人格のない社団・財団に贈与等により形式的に移転することを防止するため、これらの社団・財団に対して個人から贈与等がなされた場合には、当該社団・財団に贈与税が課されることとなっている（66 条 1 項）。

このように、特定の者の支配に服していると考えられる公益法人等や人格のない社団等に関しては租税回避の防止規定が設けられているのであるが、保有資産の重要性について優るとされる同族会社に関しては、株式による資産価値の移転に対処する特段の規定は置かれていないのである。通常は経済的合理性に基づいた取引を行う会社が、資産の贈与又は低額譲渡という恩恵的な取引を関係会社に対して行うには相当の理由があるはずである。受贈会社が資力を

(78) 税制調査会『平成 12 年 7 月 わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－』308～309 頁。

喪失しその債務弁済のために行う場合であればともかく、それ以外の場合には資産価値の移転を図るものかどうかの検討を行う必要がある。そして、会社法の制定により会社の設立が一層容易になっていることや法人税率が遞減傾向にあることを考えると、この問題は国際課税の分野のみならず、国内課税の分野においても重要ではないかと考えられるのである。

もっとも、同族会社を利用した贈与税負担の不当減少に対しては、外国会社についても適用されうる行為・計算否認規定が存在するのであるが、当該規定は会社間の資産移転を利用した行為について十分な有効性を持ち得ないことは前述したとおりである。そして、この問題に関する有効な方策としては9条のみなし贈与規定が考えられるものの、現行法の解釈では個人からの贈与と認定されることが必要であることから、事業に係る重要資産の譲渡のような場合に限定されるものと考えざるを得ないように思われる。そもそも、贈与税は個人からの財産や利益の移転に対して課税されることを前提としていることからすれば、このような限界があるのも止むを得ないといえよう。

ところで、租税回避の否認方法としては、①経済的実質に則して課税要件事実を認定する方法（租税法上の実質主義）、②私法上の事実認定や契約解釈の方法によって、結果として否認と同様の結果を生じさせる方法（私法上の法律構成）及び③個別否認規定による否認が考えられる。しかし、実質主義といっても、法律関係が真実に存在する以上はそれから離れて課税要件事実を認定することを許容するものではなく、また、事実認定等による否認では、特に質問調査権に制約等がある場合には限界があると思われるのである。具体的に、I 研究所事件においても、税務当局は、ノウハウ移転の3週間前に設立された長男の支配するシンガポール法人の設立目的は同人の相続税や贈与税の回避であった旨主張したが、名古屋・東京高裁のいずれでも、当該法人には実態があり、それを認めるに足りる証拠はないとして斥けられており、その立証には困難が見込まれるのである。更に、会社資産そのものが法律上も支配株主に帰属するといえるためには、事実認定だけでは非常に限られた場面に限定されよう。

そうであるとすれば、例えば、同族関係者の議決権割合が50%超（会社支配

の意義については法人税法における同族会社の判定基準を参考とすべきである。)である同族会社間での贈与等による資産移転により、受贈会社の株式価額が増加する場合においては、当該会社の株主に資産価値の移転があるものとして贈与税を課税するというような立法措置を講じた方がよいのではないかと考えるのである。

結びに代えて

「会社資産の移転を利用した資産承継」に対してどのように対処するかという本研究の問題意識の契機は、法人税の問題として取り上げられている事件の背後には、株式評価の低減を企図した相続税の問題、別の言い方をすれば株式価値の移転による贈与税の問題が隠されているのではないかという疑問であった。そして、税務当局がそれを主張したものとして I 研究所事件があったのである。また、法人税法 22 条の解釈について争われた O ホールディング事件についても、その複雑な事件背景の一つとして、同社株主の将来の相続税負担の軽減が推測されたことから、これらの事件を端緒として拙い研究を進め、基本的には、みなし贈与課税で対応すべきとの一応の結論に達したものの、その対応には限界も認められたことから、立法的手当ての提言を行った次第である。

しかし、検討すべき事項はまだ残されているように思われる。例えば、外国会社に関係してくる場合には、国際私法上、外国会社はその設立地法によるものとされていることから、当該外国法との関係について検討を行う必要があるように思われる。また、受贈会社の株式価額の増加をどのように評価するかの問題もあろう。これらについては、今後の課題として考えていくこととしたい。